

商品取引所法等改正法

～ 第二段階施行部分の概要 ～

第2段階施行関係の法改正事項と今般の政令改正事項の概要

< 概要 >

(1) 商品取引所と金融商品取引所の相互乗り入れの実現

商品取引所が兼業業務やその子会社を通じて、有価証券等の金融商品の取引を行う市場の開設等が可能に。
金融商品取引法においても同様に措置。

(2) 商品取引所の業務制限の緩和等

商品取引所が兼業業務やその子会社を通じて、排出量取引市場の開設等の多様な業務を行うことが可能に。

(3) 株式会社商品取引所の株主規制に関する制度整備

戦略的な資本提携や、取引所グループとしての経営展開を可能とするため、株式会社商品取引所の議決権に関する規制について以下の制度を整備。

株主の議決権保有制限を5%から20%に緩和。

政令で定める者については、大臣の認可を受けて、特例として20%以上50%以下の保有が可能に。(主要株主)

〔政令で、一定の要件を満たす海外の取引所及びその持株会社を指定。【政令事項】〕

大臣の認可を受けて、商品取引所持株会社は100%まで保有が可能に。
金融商品取引法においても同様に措置。

(4) その他

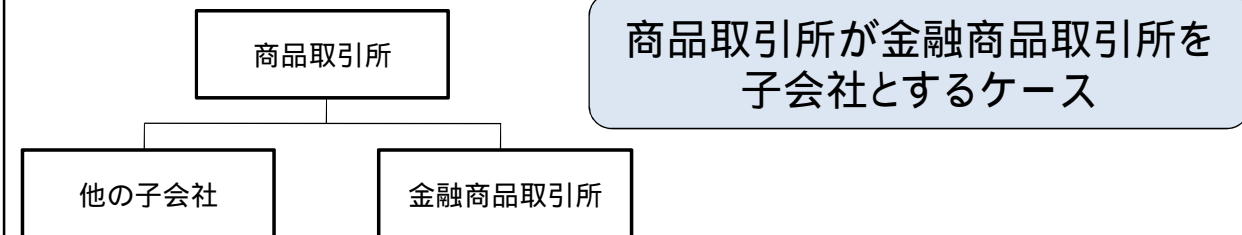
取引の利便性を向上させる観点から、商品先物取引を行う際に必要となる証拠金について、現金や株券等に加え、**いわゆる商品ETFで代用することが可能に。【政令事項】**

商品ETFとは、商品先物の価格等に連動する上場投資信託。

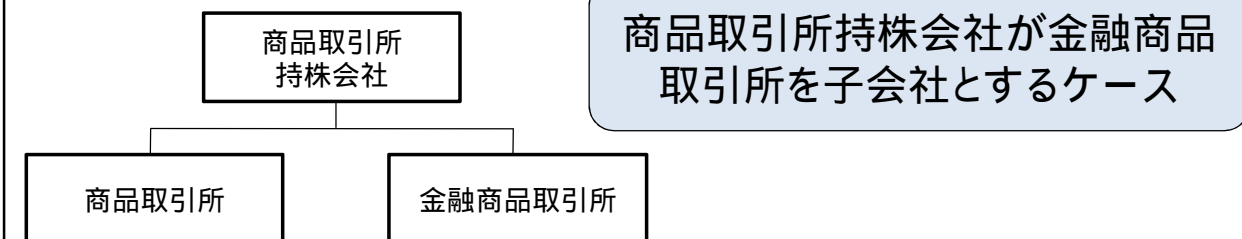
改正商品取引所法の第2段階目の施行日を、平成22年7月1日とする。【政令事項】

相互乗り入れの類型

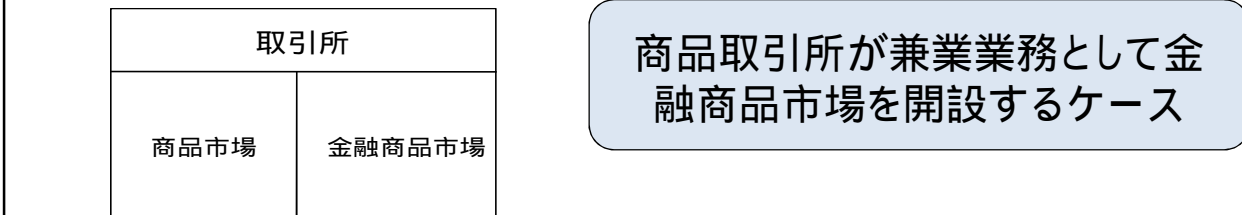
子会社方式



グループ会社方式



兼業業務方式



株式会社商品取引所の株主規制

議決権保有比率 (議決権の保有が認められる者)

100%	・商品取引所持株会社	認可必要
50%	・地方公共団体 ・海外の取引所 (政令指定) ・海外の取引所持株会社 (政令指定)	認可必要
20%	議決権保有制限	
0%	・何人も保有可能	認可不要